

第23回 砂川市農業委員会定例総会議事録

1. 開催日時 令和元年5月28日(火)午後13時30分から14時30分

2. 開催場所 砂川市役所 3階 中会議室

3. 出席委員(13人)

会長	13番	関尾	一史		
会長職務代理者	1番	梶尾	邦広		
委員	2番	高橋	宏吉	3番	渡邊 勝郎
	4番	前谷	篤	5番	菅原 英雄
	6番	谷口	秀夫	7番	猿渡 万里子
	8番	大原	睦生	9番	石井 和裕
	10番	角丸	章	11番	佐々木 孝一
	12番	菊地	匡		

4. 欠席委員(0人)

委員

5. 議事日程

報告第1号 農地法3条の3第1項の規定による届出書の受理について

報告第2号 農業者年金に関する申請について

報告第3号 農地所有適格法人の要件確認について

議案第1号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地法第30条の規定による農地利用状況調査(一斉)について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 福士 勇治

事務局次長 野田 勉

事務局主幹 安武 浩美

事務局事務係主事 齋藤 史治

7. 会議の概要

事務局次長 皆様、ご案内した時刻になりましたのでこれより第23回農業委員会定例総会を始めさせていただきます。慣例により、会長よりご挨拶をいただき、以後、会長のお手元で議事進行いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長 開会挨拶。
本日の議事録署名委員は10番 角丸章委員と、11番 佐々木孝一委員です。よろしくお願いいたします。
それでは早速、議事に入ります。

事務局 報告第1号「農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について」を議題といたします。事務局説明願います。

報告第1号について、次のとおり届出があり処分したのでご説明いたします。1番について説明します。

届出者住所・氏名

土地の表示

		畑	田	636 m ²
		畑	田・畑	2,663 m ²
		田	田	4,306 m ²
		畑	宅地・畑	1,162 m ²
	原野	畑		1,153 m ²
	原野	畑		387 m ²
			計6筆	10,307 m ²

権利を取得した日 平成31年1月9日

権利を取得した事由及び取得した権利の種類 相続により所有権を取得

あっせん等の希望の有無 無

届出書受理年月日 令和元年5月8日

受理通知交付年月日 令和元年5月8日

本件は、[REDACTED]の死亡に伴う相続であり、対象農地につきましては、一部を賃貸借、一部を耕作されています。

なお、第1号図を添付していますのでご参照願います。

2番について説明します。

届出者住所・氏名

土地の表示

		畑	畑	18,993 m ²
		畑	畑	17,165 m ²
		畑	畑	892 m ²
			計3筆	37,050 m ²

権利を取得した日 平成30年12月20日

権利を取得した事由及び取得した権利の種類 相続により所有権を取得

あっせん等の希望の有無 無

届出書受理年月日 令和元年5月10日

受理通知交付年月日 令和元年5月10日

本件は、[REDACTED]の死亡に伴う相続であり、対象農地につきましては、賃貸借をされています。

なお、第2号図を添付していますのでご参照願います。

以上、ご報告いたします。

会長 只今の報告についてご質問ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については専決処分を含め承認することといたします。

続きまして、報告第2号「農業者年金に関する申請について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 報告第2号「農業者年金に関する申請について」、次のとおり、手続きが終了しましたので、ご説明しご報告いたします。

1. 農業者年金死亡関係届

死亡年月日及び氏名（生年月日）

申出者住所氏名

2. 農業者老齢年金裁定請求（旧制度）

申請人住所氏名（生年月日）

申出年月日

平成31年4月26日

3. 農業者老齢年金裁定請求（新制度）

申請人住所氏名（生年月日）

申出年月日

平成31年4月26日

4. 農業者年金通常加入申込

申請人住所氏名（生年月日）

申出年月日

平成31年4月26日

以上の手続きにつきましては、専決処分としていますので、ご報告をいたします。

会長 只今の報告につきまして、ご質問ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、この件について報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは本件につきましては専決処分を含め承認することといたします。

続きまして、報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 報告第3号「農地所有適格法人の要件確認について」説明します。農地法第6条第1項により報告のありました「XXXXXXXXXX」につきまして、別添1の農地所有適格法人要件確認書にあるとおり、形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件・農作業従事要件の全てを満たしていることを確認いたしましたので、以上、ご報告いたします。

会長 只今の報告についてご質問ございませんか。

全員 なし。

会長 質問がないようですので、この件については報告のとおり承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、この件について報告のとおり承認することといたします。

続きまして、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」事務局説明願います。

事務局

議案第1号「農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について」ご説明し、審議を求めます。

貸主	[Redacted]			
借主	[Redacted]			
土地の表示	[Redacted]	田	田	3,585 m ²
	[Redacted]	宅地	田	415 m ²
	[Redacted]	田	田	4,000 m ²
	[Redacted]	田	畑	1,134 m ²
	[Redacted]	田	田	1,866 m ²
		合計2筆		11,000 m ²

契約の内容	農地法第3条に基づく使用貸借		
契約期間	平成30年4月25日から平成31年4月24日まで	①	
	平成30年4月25日から平成31年4月24日まで	②	
	平成29年3月27日から令和4年2月26日まで	③	
	平成27年5月25日から令和2年5月24日まで	④	
	平成28年3月25日から令和2年5月24日まで	⑤	

合意解約が成立した日 令和元年5月17日

土地の引渡し時期 令和元年5月28日

この度、貸主と借主との間で合意解約が成立したとの通知があったもので、本案件につきましては、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、使用貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、今後の農地の利用につきましては、当事者間ですでに確認されていること、後段、農地法第3条に伴う解約であることを申し上げ、審議を求めます。

只今、議案第1号について説明がありましたが、質問等ございませんか。

なし。

質問等がないようですので、本件について承認してよろしいですか。

異議なし。

それでは本件につきましては承認することといたします。

続きまして議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局説明願います。

議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請について」次のとおり申請がありましたので、審議を求めます。1番、2番について、説明いたします。

出し手（貸主）

受け手（借主）

受け手の経営面積 0 m² 計 0 m²

受け手の労働力 2名

土地の表示	[Redacted]	畑	田	7,022 m ²
	[Redacted]	田	田・畑	37,292.34 m ²
	[Redacted]	宅地	田	415 m ²
	[Redacted]	田	田	4,704 m ²
	[Redacted]	田	田	43,107 m ²
	[Redacted]	田	田	24 m ²
	[Redacted]	田	田	13 m ²
	[Redacted]	田	田	1,239 m ²

会長
全員

全員
会長

事務局

[Redacted]	田	田	495 m ²
	田	田	991 m ²
	田	田	7,933 m ²
	畑	畑	6,911.86 m ²
	田	田	13,487 m ²
合計 13 筆			123,634.2 m ²

法律関係 使用貸借

出し手貸主の理由「今まで農業経営をしていましたが、[Redacted]が[Redacted]に法人を設立したことに伴い法人に使用貸借したい」と申請します。

受け手借主の理由「[Redacted]に設立した法人にて安定した農業経営を行うため、当該申請地を使用貸借したい。」と申請しますとのことで、作付け作物は水稻・野菜、そばが予定されているところでございます。

続きまして2番について説明します。

出し手（貸主）

受け手（借主）

受け手の経営面積 0 m² 計 0 m²
 受け手の労働力 2名
 土地の表示

[Redacted]	田	田	324 m ²
	田	田	6,766 m ²
	田	田	1,399 m ²
	田	田	4,866 m ²
	田	田	2,955 m ²
	田	田・畑	13,883 m ²
	畑	畑	3,522 m ²
	田	田	52 m ²
	田	田	4,958 m ²
合計 9 筆			38,725 m ²

法律関係 使用貸借

出し手貸主の理由「今まで農業経営をしていましたが、[Redacted]に法人を設立したことに伴い法人に使用貸借したい」と申請します。

受け手借主の理由「[Redacted]に設立した法人にて安定した農業経営を行うため、当該申請地を使用貸借したい。」と申請しますとのことで、作付け作物は水稻・野菜、そばが予定されているところでございます。

申請地は、[Redacted]が所有する農地でありまして、農振農用地区域内、都市計画区域外の農地であります。

受け手の「[Redacted]」は、[Redacted]に設立されています。会社の定款目的は、「農業」「農産物の集出荷、選別、加工、包装、貯蔵及び運搬業務の請負」「農産物直売所の経営」「農産物の生産、加工、販売及び輸出入」、「農作業の受託及び請負」ほか「飲食店の経営」「前各号に付帯関連する一切の業務」となっており、農地所有適格法人以外の法人として農地法第3条第3項により農地を借り受けたいとする申請でございます。

なお、担当地区の委員さんには5月27日に現地を確認していただいています。

農地法第3条の判定要件についてでございますが

年額 []円
対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和元年5月28日～令和5年12月31日 4年7か月

当事者間の法律関係 賃貸借

本案件につきましては、[]から相続され、高齢などの理由から農作業の労力不足により、近隣地域内での受け手を探していました。近隣の農地を耕作されている[]が賃貸借をするという形で設定するものであります。

判定要件でございますが、本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、

「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が250日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

また「地域との調和要件」については、[]が耕作されている近隣であり、他に受け手がいない状況であったことから、問題がないものと考えます。

また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、そばの作付けを予定されています。

「関係権利者からの同意」については内野さんの所有農地につき問題はありません。

以上のことから、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第1号図を添付しておりますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第3号1番の賃貸借の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 会長 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 会長 異議なし。

異議なしと認め、本件については決定することといたします。

続きまして、2番、3番、7番に、ついて事務局説明願います。

なお、2番、3番、7番の審議であります。本案件については、[]さんが受け手となっている事案となりますので、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、[]には審議終了までご退席をお願いします。なお、審議後、ご着席くださいますようお願いいたします。

事務局 []
2番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 令和元年度貸第4号

公告予定年月日 令和元年5月28日

申出者 []

出し手(貸主) []

受け手(借主) []

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[Redacted]	田	田	3,014 m ²
	田	田	1,183 m ²
	山林	田	824 m ²
	畑	田	349 m ²
	原野	田	992 m ²
	畑	田	8,513 m ²
	畑	田	1,177 m ²
	畑	田	2,305 m ²
	田	田	1,838 m ²
	田	田	794 m ²
	田	田	68 m ²
	田	田	604 m ²
	原野	田	501 m ²
合計 13 筆			22,162 m ²

年額 [Redacted] 円

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和元年5月28日～令和5年12月31日 4年7か月

当事者間の法律関係 賃貸借

平成23年6月からの賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第6号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第3号2番の賃貸借の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、3番について事務局説明願います。

事務局 3番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 令和元年度貸第5号

公告予定年月日 令和元年5月28日

申出者 [Redacted]

出し手(貸主) [Redacted]

受け手(借主) [Redacted]

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[Redacted]	田	畑	396 m ²
	田	畑	287 m ²
	田	畑	1,289 m ²
	田	畑	1,105 m ²
	田	畑	694 m ²

田 畑 3,702 m²
合計6筆 7,473 m²

年額 〇〇〇〇円

対価の支払方法と期限 指定口座に毎年11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和元年5月28日～令和3年12月31日 2年7か月

当事者間の法律関係 賃貸借

平成28年3月から2年9か月の賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第7号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第3号3番の賃貸借の案件についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。続きまして、7番について事務局説明願います。

事務局 7番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 令和元年度使第2号

公告予定年月日 令和元年5月28日

申出者

出し手（貸主）

受け手（借主）

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

田	畑	582 m ²
田	畑	25 m ²
田	畑	2,214 m ²
畑	畑	3,133 m ²
畑	畑	231 m ²
田	畑	1,619 m ²
田	畑	767 m ²
合計7筆		8,571 m ²

年額 年額無償

期間 令和元年5月28日～令和3年12月31日 2年7か月

当事者間の法律関係 使用貸借

本案件につきましては、昨年〇〇〇〇が使用貸借されていた農地であり、〇〇〇〇が高齢などの理由から、耕作されてはならず、すでに〇〇〇〇の当該申請地以外を耕作されている〇〇〇〇が使用貸借をするという形で設定するものであります。

判定要件でございますが、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、使用貸借に備えるべき要件を満たしており、「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が250日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

また「地域との調和要件」については、[redacted]が耕作されている近隣であり、他に受け手がいない状況であったことから、問題がないものと考えます。また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、そばの作付けを予定されています。

「関係権利者からの同意」については[redacted]の所有農地につき問題はありません。

以上のことから、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第7号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長

議案第3号7番の使用貸借の案件についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員

なし。

会長

ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員

異議なし。

会長

異議なしと認め、本件については決定することといたします。それでは、ここで[redacted]に着席いただきます。

続きまして、4番について事務局説明願います。議案第3号4番についてご説明し審議を求めます。

事務局

計画番号 令和元年度貸第6号

公告予定年月日 令和元年5月28日

申出者 [redacted]

出し手（借主） [redacted]

受け手（借主） [redacted]

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

[redacted]	田	田・畑	15,202 m ²
[redacted]	田	田	1,803 m ²
[redacted]	田	田	2,015 m ²
[redacted]	田	田	2,402 m ²
[redacted]	畑	畑	385 m ²
[redacted]	田	田	3,438 m ²
[redacted]	宅地	田	826.44 m ²
[redacted]	畑	田	1,342 m ²
[redacted]	田	田	10,733 m ²
[redacted]	畑	田	12,923 m ²
[redacted]	田	田	204 m ²
[redacted]	田	田	1,143 m ²
[redacted]	田	田	567 m ²
[redacted]	田	田	571 m ²

合計14筆

53,554.44 m²

年額

[redacted]円

対価の支払方法と期限 指定口座に11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和元年5月28日～令和元年12月31日 7か月

当事者間の法律関係 賃貸借

平成30年3月から9か月の賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第8号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第3号4番の賃貸借の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。

続きまして、5番について事務局説明願います。

事務局 5番についてご説明し審議を求めます。

計画番号 令和元年度貸第7号

公告予定年月日 令和元年5月28日

申出者

出し手(貸主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	田	田	4,070 m ²
	原野	田	3,313 m ²
	原野	畑	2,453 m ²
	合計2筆		9,836 m ²

年額 円

対価の支払方法と期限 指定口座に11月末日までに振り込むものとする。

期間 令和元年5月28日～令和元年12月31日 7か月

当事者間の法律関係 賃貸借

平成30年4月から8か月の賃貸借が終期を迎えての再契約となるものです。本案件は、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、賃貸借に備えるべき要件を満たしており、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第9号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第3号5番の賃貸借の案件についての説明がありましたが、ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。
続きまして、6番について事務局説明願います。

事務局 6番について説明し、審議を求めたいと存じます。

計画番号 令和元年度使第1号

公告予定年月日 令和元年5月28日

申出者

出し手(貸主)

受け手(借主)

利用権を設定等する農用地及び内容

所在

	畑	畑	5,700 m ²
合計1筆			5,700 m ²

年額 年額無償

期間 令和元年5月28日～令和2年12月31日 1年7か月

当事者間の法律関係 使用貸借

本案件につきましては、[]が高齢などの理由から農作業の労力不足により、耕作面積の縮小を希望され、すでに[]の当該申請地以外を耕作されている垣野さんが使用貸借をするという形で設定するものであります。

判定要件でございますが、砂川市農業経営基盤強化基本構想に適合し、使用貸借に備えるべき要件を満たしており、「農地所有適格法人の要件」は、個人ですので該当しません。

「農作業常時従事要件」では、受け手の従事日数が250日と、原則である150日を上回っていることから問題はないかと存じます。

また「地域との調和要件」については、[]が耕作されている近隣であり、他に受け手がいない状況であったことから、問題がないものと考えます。

また、「全部効率利用要件」は農機具の保有状況から見て、利用に係る農地について効率的な耕作が可能と考えられ、そばの作付けを予定されています。

「関係権利者からの同意」については[]の所有農地につき問題はございません。

以上のことから、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えるところでございます。

なお、第10号図を添付していますので、ご参照の上、ご審議くださいますようお願いいたします。

会長 議案第3号6番の使用貸借の案件についての説明がありました。ご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見等がないようですので、本件については承認してよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なしと認め、本件については決定することといたします。

続きまして、議案第4号「農地法第30条の規定による農地利用状況調査(一斉)」について」を議題とします。事務局説明願います。

事務局 議案第4号「農地法第30条の規定による農地利用状況調査(一斉)」について」ご説明し審議を求めたいと存じます。当委員会の年間事業計画でも実施について決定しているところです。

また、平成26年4月の農地法の改正により、農業委員会が再生困難と判定した農地について、総会に諮り、農地・非農地の判断を行うこととなりました。このように非農地の判断の手続きは簡素化されたとはいえ、判断自体はこれまで同様厳格に行う必要がありますが、
の相続放棄された農地、昨年はの農地につきましても、非農地化の判断をしたところであります。

本年度においても、昨年調査しました
所有農地について、非農地化の判断が必要であり、再調査となります。いずれにしましてもこの度の「農地利用状況調査」の実施に当たっては「農地パトロール」「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」の趣旨を含め実施させていただくところです。

地区において、遊休農地として散見されるようなところがありましたなら、そこについても調査をいたしたいと思っておりますので、情報をいただければと存じます。なお、調査範囲は市内一円としご提案させていただきますが、日程については同日に「管内研修視察」も計画していることから、こちらもご配慮いただきながらご協議賜りたく、ご審議の程よろしくお願いいたします。

なお、管内研修視察先につきましては、鶴沼ワイナリーが視察可能との返答をいただいておりますので、こちらにさせていただきますご提案いたします。ブドウ栽培の始まりから現在の状況など説明をいただき、ブドウ畑もご案内いただくと聞いております。視察先との調整もありますことから、日程につきましては、事前にファックスにて確認をいたしたところでございます。ほぼほぼ、委員さんの出席できる6月28日（金曜日）または7月5日（金曜日）とさせていただきたいところでございます。以上、よろしくお願いいたします。

会長 只今、議案第4号「農地利用状況調査」について説明がありましたらご質問、ご意見等ございませんか。

全員 なし。

会長 ご質問、ご意見がないようですので、本件については農地法に基づき、また当委員会の実施計画にもあることから、実施することで認めてもよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 それでは、異議なしと認め、農地利用状況調査の一斉調査については実施することと決定しまして、日程についてですが、年間事業計画では6月下旬から7月初旬としていましたが、6月28日（金曜日）としてよろしいですか。

全員 異議なし。

会長 異議なし、とのことでございますので、日程については、令和元年6月28日（金曜日）と決定し、午前9時市役所集合・出発といたします。

全員 本日の議題は以上ですが、全体を通して委員皆様から何かございませんか。

会長 なし。

特にないようですので、続きまして、その他に入ります。まず、福土事務局長よりお願いします。

事務局 ①議会関連等報告

事務局 ②-1平成30年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について

-2令和元年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について

6月の総会で審議・決定

事務局 ③三谷農園リンゴの木オーナーについて

・品種：ジョナゴールド

- ・数量：1本
- ・費用：8,100円（実選り540円含む）

④サマースタイルの実施について

- ・期間 6月3日(月)～9月30日(月)まで
- ・上着、ネクタイの着用を要しない。(総会時含む)
- ・ポロシャツの着用可

その他、砂川市の通達に準拠することを原則とし、必要に応じて会長が定める。

⑤農業委員会活動記録簿の提出について

⑥協議会報告（協議会長）

- ・農業委員会懇談会について
- ・日 時 本日 午後6時00分～
- ・会 場 砂川パークホテル（北光園）

⑦「農作物生育の概要」の配布

何かご意見、質問等はありませんか

なし

特になければ、次回総会の日程の確認をしたいと思います。

次回開催日 令和元年6月26日（水曜日）午後1時30分から

これですべての審議が終わりました。以上で第23回砂川市農業委員会定例総会を終わります。

会長
全員
会長

会 長

署名委員

署名委員